

証券コード 9782
2025年6月4日

株 主 各 位

東京都千代田区神田小川町一丁目11番地
株式会社ディーエムエス
代表取締役社長 山 本 克 彦

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.dmsjp.co.jp/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ディーエムエス」または「コード」に当社証券コード「9782」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

議決権の行使に関する事項につきましては、3 頁から 4 頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただきまして、2025年6月24 日（火曜日）午後 5 時45分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

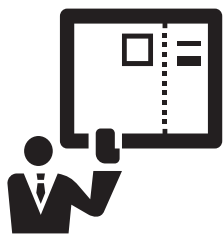
- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2025年6月25日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ1F
ソラシティカンファレンスセンター R o o m B |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 第66期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1 頁に記載するインターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに修正した旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

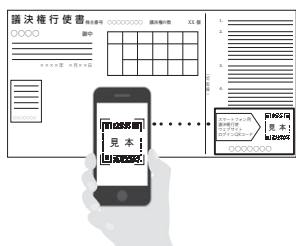
書面（郵送）により議決権行使をされた場合において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。また、書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いするものとし、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

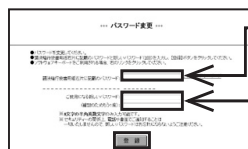
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00～21:00)

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善するなかで、物価上昇や海外景気の下振れリスクなどが懸念されながらも、緩やかな回復が継続しました。

当社をとりまく事業環境におきましても、企業によるプロモーション活動や自治体の活動において、新たな案件受注と引合いの回復が見られるようになっております。

このようななか当社は、中核事業であるダイレクトメールと物流、セールスプロモーション、イベントの各事業および新たな関連分野のサービスを通して、「顧客企業と生活者のよい関係づくりをトータルサポート」するとともに、将来に向けて、ダイレクトメールの枠組みを超えたデジタルとリアルの「総合情報ソリューション企業」を目指し、企業価値の一層の向上に努めております。また、2027年3月期を最終年度とする中期経営計画（2024年5月15日に修正）では、事業戦略として「次世代事業の創出」

「第2・第3の事業の柱づくり」「主力事業の深化」に、これを支えるデジタル戦略として「デジタルトランスフォーメーションの推進」に、さらに企業価値を高めるための基盤戦略として「サステナビリティ・SDGs」「健康経営の推進」に取り組むこととしております。

この結果、当社の当事業年度の売上高は、275億55百万円（前事業年度比2.4%増）、営業利益は、11億90百万円（同13.1%減）、経常利益は、営業外収益が63百万円（同41.4%増）、営業外費用が8百万円（同40.1%増）となった結果、12億46百万円（同11.6%減）となりました。当期純利益は、前期に計上した土地の譲渡益の反動や税金費用を4億2百万円としたことにより8億41百万円（同44.6%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、以下のとおりであります。

ダイレクトメール事業におきましては、既存顧客の取引窓口の拡大や新規受注を促進した結果、売上高は227億74百万円（同14.9%増）、セグメント利益は16億20百万円（同11.6%増）となりました。物流事業におきましては、通販出荷の堅調な推移と業務効率化の取組みが奏功した結果、売上高は28億22百万円（同5.8%増）、セグメント利益は43百万円（同85.0%増）となりました。セールスプロモーション事業におきましては、コールセンターやバックオフィス機能を活かした各種支援業務に注力したものの、新型コロナウイルス関連の事務局運營業務等の収束による反動で、売上高は6億51百万円（同69.0%減）、セグメント利益は1億24百万円（同69.8%減）となりました。イベント事業におきましては、販売促進・スポーツイベントなどの運営・警備業務に注力したものの、新型コロナウイルスワクチン接種会場の運營業務の収束による反動で、売上高は12億26百万円（同44.5%減）、セグメント利益は65百万円（同66.1%減）となりました。賃貸事業におきましては、千代田小川町クロスタビル（東京都千代田区）等の売上高はテナントの一部が退去した影響により、全体で79百万円（同13.3%減）、セグメント利益は28百万円（同13.3%減）となりました。なお、現在は新規テナントが入居しております。

(2) 対処すべき課題

次期における我が国の社会・経済環境の見通しにつきましては、このところ足踏みがみられるものの、緩やかな回復傾向が継続するものと期待できます。

このようななか当社の事業であるダイレクトメールをはじめとした情報サービスは、企業の経済活動および国民の生活と消費にとって、引続き有益な社会基盤となっております。このことから当社といたしましては、新たな市場や顧客の開発を含めたサービス提供の拡充と、各事業における生産性の向上に努め、より一層生活者と企業の双方に安心してご利用いただける質の高いサービスの提供を通じて社会に貢献してまいります。

また、長期的な方向性として、ダイレクトメールの枠組みを超えたデジタルとリアルな「総合情報ソリューション企業」への変貌を掲げ、その布石とすべく、2027年3月期を最終年度とする中期経営計画（2024年5月15日に修正）における売上高280億円、営業利益13億円、当期純利益9億円の目標達成を目指してまいります。

こうした経営戦略を推進していくため、当社は次に掲げる施策に注力してまいります。

①次世代事業の創出

デジタル分野で既存事業との相乗効果を発揮する新規事業を開発し、新たなビジネスモデルの展開を図ってまいります。ダイレクトメール、物流などの既存事業の周辺には様々な機会があり、これらを捉えることで、これまでの受託業務に加えて、その上流にある企画設計を含めたデジタルとリアルとの総合ソリューション分野や、システム製品販売などの新たな事業への展開が検討できると考えています。

②第2・第3の事業の柱づくり

物流事業およびセールスプロモーション事業を主要な事業セグメントへ発展させてまいります。第2の柱とすべく物流事業は、今後も期待できるEC通販市場の拡大を捉えた量的拡大とデータやデジタル技術の活用による効率化に取り組んでまいります。一方、第3の柱とすべくセールスプロモーション事業は、企画設計ノウハウやイベント事業との複合サービスの展開、システム開発力の強化などの取り組みを進め、企業の業務委託ニーズに関連する案件拡大により、高い収益性を最大限に活かしてまいります。

③主力事業の深化

既存のダイレクトメール案件の安定成長をベースにしつつ、オンラインを主戦場とするデジタル事業者による新たなダイレクトメール需要や、未開発の領域を対象とした新市場開拓と、デジタル時代の新サービス提供の両軸を推進することで、さらなるシェア拡大を図ってまいります。

④デジタルトランスフォーメーションの推進

デジタルとリアルの融合や顧客データの増大、働き方の多様化やデジタル技術の進展などの環境変化を捉え、デジタルトランスフォーメーションに取り組むことで、新たに標榜する「総合情報ソリューション企業」への進化と事業の付加価値、生産性の向上を図ってまいります。また、こうした新しい取り組みを通じて、よりよい組織変革や次世代人材育成の機会としてまいります。

⑤サステナビリティ・SDGsへの取り組み

当社の中核事業であるダイレクトメールは、紙や個人情報を取り扱うことから、環境負荷やプライバシー保護に関するリスクが内包されていることも事実です。そこで当社では、地球環境の保全、顧客データの保護と有効活用に積極的・能動的に取り組むことで、ダイレクトメールが長期的に価値を発揮できる前提を作ることに努めてまいります。また、当社の事業活動を支える多様な人材が、いきいきと働くことができる基盤づくりと、女性活躍を積極的に推進してまいります。

⑥健康経営の推進

働く人々の健康増進に向けた取り組みにより、生産性の向上と組織の活性化を実現してまいります。このため、「企業全体で健康づくりに取り組むこと」を宣言し、運動や食生活による健康行動の習慣化に向けた支援など具体的な活動に取り組んでまいります。

以上の施策を推し進めていくことで、拡大する事業機会の獲得と社会課題の解決を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は9億52百万円であり、主なものは、社宅および賃貸用土地4億72百万円、社宅および賃貸用建物等1億85百万円、業務センター設備費37百万円、メーリング関連機器80百万円、ネットワーク機器・複合機等のリプレイス1億36百万円、その他39百万円であります。

(4) 資金調達の状況

特記する事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産および損益の状況

区 分	第 63 期 (2022年 3 月期)	第 64 期 (2023年 3 月期)	第 65 期 (2024年 3 月期)	第 66 期(当期) (2025年 3 月期)
売 上 高(千円)	27,973,716	29,293,692	26,903,878	27,555,696
経 常 利 益(千円)	1,696,740	1,933,626	1,409,997	1,246,146
当 期 純 利 益(千円)	1,039,558	1,148,324	1,519,955	841,330
1 株当たり当期純利益(円)	177.76	195.60	260.57	148.93
総 資 産(千円)	19,422,875	22,155,281	21,321,002	20,620,680
純 資 産(千円)	14,339,420	15,354,049	16,687,689	16,726,389
1 株当たり純資産額(円)	2,449.53	2,610.98	2,894.40	3,015.79

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2025年 3 月31日現在）

営 業 部 門	主 な 営 業 内 容
ダ イ レ ク ト メ ー ル 部 門	DM広告企画・制作、メーリングサービス、顧客情報処理サービス、ダイレクトマーケティング事業のサポートビジネス
物 流 部 門	商品・物品の保管管理、流通加工、仕分け・梱包発送
セ ー ル ス プ ロ モ ー シ ョ ン 部 門	S P 助成物企画・制作、情報誌編集企画・制作、フィールドサービス、キャンペーン企画、応募整理、グッズ・ノベルティ企画・開発・制作、マーケティングリサーチ、テレマーケティング、ウェブマーケティング
イ ベ ン ト 部 門	スポーツ・文化事業イベント、販促・PRイベントなどの企画・運営・実施・入場券販売管理
賃 貸 部 門	不動産賃貸関連事業

(12) 主要な営業所および業務センター（2025年3月31日現在）

〔本店所在地〕東京都千代田区神田小川町一丁目11番地

名 称	所 在 地
業 務 セ ン タ ー	埼 玉 県 さ い た ま 市
川 島 ロ ジ ス テ ィ ク ス セ ン タ ー	埼 玉 県 比 企 郡
関 西 支 社	大 阪 府 門 真 市
福 岡 営 業 所	福 岡 県 福 岡 市

(13) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
274名	4名減	41.7歳	16.3年

（注）上記のほか、パートタイマー等360名が在籍しております。

(14) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	148,500千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	61,600千円
農 林 中 央 金 庫	27,500千円
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	18,700千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	18,700千円

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 26,600,000株
- ② 発行済株式の総数 7,262,020株（自己株式1,715,742株を含む）
- ③ 株主数 1,919名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 本 克 彦	1,143,689株	20.62%
光 通 信 株 式 会 社	395,100株	7.12%
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	325,200株	5.86%
山 本 百 合 子	285,216株	5.14%
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	265,900株	4.79%
T O P P A N ホールディングス株式会社	250,000株	4.50%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	242,000株	4.36%
内 藤 征 吾	210,000株	3.78%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	110,000株	1.98%
株 式 会 社 S B I 証 券	103,971株	1.87%

（注） 1. 当社は、自己株式を1,715,742株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員である取締役を除く）	20,364株	4名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、後記「4.（4）取締役および監査等委員である取締役の報酬等」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

2024年5月15日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

- ・取得した株式の種類および総数 当社普通株式 240,500株
- ・株式の取得価額の総額 421,653,800円
- ・取得した期間 2024年5月22日～2025年3月31日

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	ふ り が な 氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	やま もと かつ ひこ 山 本 克 彦	
常 務 取 締 役	かん ばやし すすむ 上 林 晋	営業本部長
常 務 取 締 役	かな ざわ じゅん 金 沢 潤	業務本部長
取 締 役	はし もと りゅう き 橋 本 竜 毅	管理本部長
取 締 役 (監査等委員・常勤)	たん の こう じ 丹 野 浩 二	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	かじ たに あつし 梶 谷 篤	弁護士 NOK株式会社 社外取締役（監査等委員） 国立大学法人信州大学社会基盤研究所 特任教授 順天堂大学医学部 客員准教授
取 締 役 (監 査 等 委 員)	かき お まさ ゆき 柿 尾 正 之	株式会社LTV-X (旧 株式会社コアフォース) 社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）梶谷 篤、柿尾 正之の両氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
3. 当社は取締役（監査等委員）梶谷 篤、柿尾 正之の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員）梶谷 篤、柿尾 正之の両氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が支払責任を負う損害賠償金の損害が補填されることになります。

(4) 取締役および監査等委員である取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対 象 と な る 役 員 の 員 数
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	113,281 (－)	77,400 (－)	－ (－)	35,881 (－)	4名 (一名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	8,580 (3,660)	8,580 (3,660)	－ (－)	－ (－)	3名 (2名)
合 計 (うち社外取締役)	121,861 (3,660)	85,980 (3,660)	－ (－)	35,881 (－)	7名 (2名)

(注) 取締役の支給額には上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与7,800千円を支払っております。

② 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社株式であり、割当ての際の条件等は「4.

(4) ④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2.⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

③ 取締役および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2015年6月25日開催の第56期定時株主総会において年額3億円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名です。非金銭報酬等の額は、2020年6月23日開催の第61期定時株主総会において譲渡制限付株式の割当てのための報酬として年額1億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月25日開催の第56期定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。

④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、以下のとおり取締役および監査等委員である取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役および監査等委員である取締役の報酬等の内容の決定に関する方針の内容は次のとおりです。

1) 取締役の報酬決定方針

a. 基本報酬

・月額報酬

当社の取締役の基本報酬は、毎月一定の時期に支払う固定報酬とし、取締役会より委任を受けた代表取締役社長が株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して取締役の個人別の報酬額を決定するものとする。

・退職慰労金

当社の取締役の退職慰労金は、取締役の退任時に支払う金銭報酬とし、取締役会より委任を受けた代表取締役社長が役員退職金支給内規に基づき、退任する取締役の役位、在任年数に応じて取締役の個人別の報酬額を決定するものとする。

（注）当社は、2020年6月23日開催の第61期定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給をすることを決議しております。

b. 非金銭報酬等

当社の取締役の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、取締役会が株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で役位、職責、在任年数に応じて譲渡制限付株式の割当対象者、割当数、払込期日を決定するものとする。

2) 監査等委員である取締役の報酬決定方針

a. 基本報酬

・月額報酬

当社の監査等委員である取締役の基本報酬は、毎月一定の時期に支払う固定報酬とし、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して監査等委員である取締役の協議により取締役の個人別の報酬額を決定するものとする。

・退職慰労金

当社の監査等委員である取締役の退職慰労金は、取締役の退任時に支払う金銭報酬とし、役員退職金支給内規に基づき、退任する取締役の役位、在任年数に応じて監査等委員である取締役の協議により取締役の個人別の報酬額を決定するものとする。

(注) 当社は、2020年6月23日開催の第61期定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給をすることを決議しております。

3) 報酬等の割合に関する方針

a. 当社の取締役の金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、各取締役の適切なインセンティブになるような割合として支払うものとする。

b. 当社の監査等委員である取締役の金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、金銭報酬100%として支払うものとする。

4) 報酬等の決定の委任に関する方針

取締役会は、代表取締役社長 山本 克彦氏に対し各取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(5) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）梶谷 篤氏は、N O K株式会社の社外取締役（監査等委員）、国立大学法人信州大学社会基盤研究所の特任教授、順天堂大学医学部の客員准教授であります。また、取締役（監査等委員）柿尾 正之氏は、株式会社L T V－X（旧 株式会社コアフォース）の社外取締役であります。当社とそれぞれの兼職先との間には特別の関係はありません。

(6) 社外取締役（監査等委員）の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に 関 して 行 っ た 職 務 の 概 要
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	梶 谷 篤	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席。 また、監査等委員会13回のうち12回に出席し、主に 弁護士としての専門的見地からの発言を行うなど、 社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たし ております。
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	柿 尾 正 之	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席。 また、監査等委員会13回全てに出席し、主に他社に おける取締役としての活動全般にわたる経験と知見 からの発言を行うなど、社外取締役に求められる役 割・責務を十分に果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,200千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査等委員会は上記のほか、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

業務の適正を確保するための体制としての取締役会決議の概要は下記のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業理念に基づいた「企業行動指針」、「コンプライアンス規程」、「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」、「個人情報保護マネジメントシステム規程」を遵守し、取締役の職務の執行の状況については、取締役会が監督し、監査等委員会が監査・監督を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存、管理は「文書取扱規程」に則り行うものとし、いつでも閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

情報漏洩、コンプライアンス等に係るリスク管理については責任管理部門を定め、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」、「個人情報保護マネジメントシステム規程」、「ISMS管理規程」、「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」を遵守し、研修の実施等を行う。また、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合には速やかに対応ができるように責任者を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は重要事項の意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の業務執行状況を監督する。経営会議に対し必要な指示を行う。

経営会議は、取締役会の決定や方針を各部門に指示し具体策を立案する。通常事項については迅速かつ適切な業務執行を行い、重要事項や異例事項については取締役会に報告しその指示を得る。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業理念に基づいた「企業行動指針」、「コンプライアンス規程」、「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」、「個人情報保護マネジメントシステム規程」を遵守し、業務運営の状況については監査室が内部監査を行う。

⑥ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

当社の子会社の取締役等が、随時、当社の取締役会に出席し、業務の執行に係る事項の報告を行うものとする。

⑦ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の定める「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」、「個人情報保護マネジメントシステム規程」、「ISMS管理規程」、「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」を子会社において準用する。また、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合には速やかに当社と連携し、対応する。

⑧ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の子会社の取締役が、通常事項については迅速かつ適切な業務執行を行い、重要事項や異例事項については当社の取締役会に報告しその指示を得るものとする。

⑨ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の定める「企業行動指針」、「コンプライアンス規程」、「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」、「個人情報保護マネジメントシステム規程」を準用し、業務運営の状況については当社の監査室が監査を行う。

⑩ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員である取締役の職務を補助する組織を監査室とする。

⑪ 上記⑩の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査室に関する人事異動、組織変更等の最終決定は監査等委員会の同意を得るものとする。

⑫ 監査等委員である取締役の上記⑩の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査等委員である取締役と監査室は、相互に監査結果を報告し、意見交換を行うとともに、定期的開催される監査等委員会などを通じて監査等委員である取締役に対してサポートするものとする。

⑬ 当社グループの取締役等並びに使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制

当社グループの取締役並びに使用人が監査等委員である取締役に報告すべき事項、その他の監査等委員である取締役への報告すべき事項として下記の事項を報告するものとし、速やかに報告を行うものとする。

- ・当社グループに著しい損害及び不利益を及ぼすおそれのある事実。
- ・当社グループの取締役等の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性若しくは発生した場合は、その事実。

⑭ 監査等委員である取締役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「企業行動指針」に基づき、法令に準拠した体制を確保するものとする。

⑮ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の監査に係る諸費用については、監査の実効性を担保するために必要な予算を設けるとともに、監査等委員である取締役より費用の申請があった場合は、経理部門で確認のうえ支払うものとする。

⑯ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役の職務を補助する組織を監査室とし、また、監査室が独自に行う内部監査の結果を監査等委員である取締役に報告し相互連携を図るものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況については、以下のとおりであります。

① 重要な会議の開催状況について

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則として毎月1回開催される定時の取締役会に加え、必要に応じて臨時の取締役会を随時開催しております。当事業年度においては、16回開催いたしました。取締役会では、法令または定款に定められた事項および経営に関する重要な事項や業務執行に関する事項の意思決定を行うほか、取締役が相互に業務執行状況の監視・監督を行いました。

また、業務執行会議として経営会議を毎月1回開催いたしました。

② 監査等委員会の職務の執行について

当社は、「監査等委員会規程」に基づき、原則として毎月1回監査等委員会を開催しております。当事業年度においては、13回開催し、監査方針の策定およびその実施状況について定期的に情報共有を図ってまいりました。

また、取締役会に出席し、取締役の職務執行を監督するとともに、監査室や監査法人と随時意見交換や情報共有を行うなど、相互連携を図ってまいりました。

③ 内部監査の状況について

監査室は、年間計画に基づき、社内全部門の業務活動が法令または社内諸規程どおり適切に行われているかを監査し、内部監査の実施状況を社長および監査等委員会に報告するとともに、社長による被監査部門への改善に向けた指示について、後日実施状況の確認を行いました。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,083,666	流 動 負 債	3,277,221
現 金 及 び 預 金	7,745,050	買 掛 金	2,221,537
受 取 手 形	48,587	1年内返済予定の長期借入金	100,000
電 子 記 録 債 権	114,112	リ ー ス 債 務	18,488
売 掛 金	3,037,430	未 払 法 人 税 等	39,527
仕 掛 品	582,807	前 受 金	76,507
立 替 郵 送 料	305,650	賞 与 引 当 金	228,708
そ の 他	250,377	そ の 他	592,452
貸 倒 引 当 金	△349	固 定 負 債	617,069
固 定 資 産	8,537,013	長 期 借 入 金	175,000
有 形 固 定 資 産	5,614,806	退 職 給 付 引 当 金	127,812
建 物	2,090,761	繰 延 税 金 負 債	163,415
構 築 物	8,196	再評価に係る繰延税金負債	18,680
機 械 装 置	169,590	そ の 他	132,161
車 両 運 搬 具	15,180	負 債 合 計	3,894,291
土 地	3,141,300	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	15,970	株 主 資 本	16,937,065
建 設 仮 勘 定	11,325	資 本 金	1,092,601
そ の 他	162,481	資 本 剰 余 金	1,574,866
無 形 固 定 資 産	73,324	資 本 準 備 金	1,468,215
ソ フ ト ウ ェ ア	34,187	そ の 他 資 本 剰 余 金	106,651
そ の 他	39,137	利 益 剰 余 金	15,440,011
投資その他の資産	2,848,882	利 益 準 備 金	273,150
投 資 有 価 証 券	1,144,810	そ の 他 利 益 剰 余 金	15,166,861
投 資 不 動 産	1,246,180	配 当 平 均 積 立 金	440,000
そ の 他	457,890	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	261,742
資 産 合 計	20,620,680	別 途 積 立 金	12,900,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,565,118
		自 己 株 式	△1,170,413
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△210,676
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	604,671
		土 地 再 評 価 差 額 金	△815,348
		純 資 産 合 計	16,726,389
		負 債 純 資 産 合 計	20,620,680

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		27,555,696
売 上 原 価		24,979,230
売 上 総 利 益		2,576,466
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,385,596
営 業 利 益		1,190,869
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	30,505	
受 取 賃 貸 料	6,362	
物 品 売 却 益	7,913	
受 取 保 険 金	7,539	
そ の 他	11,598	63,918
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,767	
自 己 株 式 取 得 費 用	2,552	
貸 倒 損 失	2,291	
そ の 他	31	8,642
経 常 利 益		1,246,146
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	29	29
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,899	1,899
税 引 前 当 期 純 利 益		1,244,275
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	372,500	
法 人 税 等 調 整 額	30,445	402,945
当 期 純 利 益		841,330

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金		配 当 平 均 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
2024年4月1日 残高	1,092,601	1,468,215	82,030	273,150	440,000	265,182	11,800,000	2,340,583
事業年度中の変動額								
剰余金の配当								△520,234
当期純利益								841,330
別途積立金の積立							1,100,000	△1,100,000
自己株式の取得								
自己株式の処分								
その他資本剰余金の増 減			24,621					
税率変更による積立金の 調 整 額						△3,439		3,439
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	24,621	－	－	△3,439	1,100,000	△775,464
2025年3月31日 残高	1,092,601	1,468,215	106,651	273,150	440,000	261,742	12,900,000	1,565,118

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2024年4月1日 残高	△761,435	17,000,326	502,172	△814,809	△312,637	16,687,689
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△520,234				△520,234
当期純利益		841,330				841,330
別途積立金の積立		—				—
自己株式の取得	△421,653	△421,653				△421,653
自己株式の処分	12,675	12,675				12,675
その他資本剰余金の増 減		24,621				24,621
税率変更による積立金の調整額		—				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			102,499	△538	101,960	101,960
事業年度中の変動額合計	△408,978	△63,261	102,499	△538	101,960	38,699
2025年3月31日 残高	△1,170,413	16,937,065	604,671	△815,348	△210,676	16,726,389

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

- ① その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準および評価方法
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物については定額法）
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
 - ④ 投資不動産
定率法
（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降取得した建物附属設備および構築物については定額法）
- #### (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末に在籍の従業員に係る支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ii) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(4) 収益および費用の計上基準

商品または製品の販売に係る収益は、主に、財またはサービスの提供によるものであり、顧客との委託契約に基づいて約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、収益を認識しております。具体的には、ダイレクトメール事業、物流事業、セールスプロモーション事業、イベント事業につきまして、いずれも顧客からの委託契約に基づき受注した作業が完了した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(6) 重要な会計上の見積り

減損会計における将来キャッシュ・フロー

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に事業所を基本単位としてグルーピングを行っております。減損の兆候のある資産グループについては資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の可否を判定しております。減損損失の認識が必要と判断された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額は減損損失として計上しております。

減損損失を認識するかどうかの判定および将来キャッシュ・フローは、翌事業年度利益計画の前提となった数値を、経営環境等の外部要因に関する情報や、当社が用いている内部の情報と整合的に修正し、資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積っております。当該見積りには、売上高に影響する広告費の推移の見込みなどの仮定を用いております。当該利益計画の期間を超える期間の将来キャッシュ・フローは、当該利益計画の前提となった数値にそれまでの計画に基づく趨勢を踏まえた仮定において見積っております。

なお、当事業年度において、物流部門および関西支社について、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているため、減損の兆候があると判断し、減損損失計上の要否について検討を行いました。検討の結果、物流部門および関西支社について、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を超えると判断されたため、減損損失は計上しておりません。上記の見積もりおよび仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

(7) 会計方針の変更

該当事項はありません。

(8) 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「自己株式取得費用」（前事業年度1,171千円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

(9) 追加情報

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分

当社は、2024年7月16日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分を行うことを決議し、下記のとおり自己株式の処分を実施いたしました。

① 処分の概要

i) 払込期日

2024年8月9日

ii) 処分する株式の種類および総数

当社普通株式 21,276株

iii) 処分価額

1株につき 1,753円

iv) 処分総額

37,296,828円

v) 割当予定先

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）	4名	20,364株
当社執行役員	4名	912株

② 処分の目的および理由

2020年5月22日付「役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社は役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを、2020年5月22日の取締役会で決議しており、また、2020年6月23日開催の第61期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬債権とは別枠で、当社の対象取締役に対して年間総額1億円以内の金銭報酬債権を支給することおよび譲渡制限期間を当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までとすることにつき、ご承認をいただいております。

また、2021年7月20日開催の取締役会において、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。

その上で、当社は、2024年7月16日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の状況を勘案し、対象取締役4名および執行役員4名（以下、総称して「対象役員」という。）に対し、金銭報酬債権合計37,296,828円（以下、「本金銭報酬債権」という。）を支給することを決議し、同じく2024年7月16日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である対象役員8名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式21,276株を処分することを決議いたしました。

(10) その他の注記

該当事項はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産および担保債務

① 担保に供している資産

建物	1,859,874 千円
土地	2,373,219 千円
投資有価証券	355,564 千円
投資不動産	1,158,942 千円
合計	5,747,600 千円

② 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む） 275,000 千円

(2) 有形固定資産および投資不動産の減価償却累計額 7,269,482 千円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」（平成3年5月2日公布法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

② 再評価を行った日

2002年3月31日

③ 再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額

53,158 千円

（うち、賃貸等不動産に係る差額 47,210 千円）

- (4) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 2,400,000千円

借入実行残高 一千円

差引額 2,400,000千円

(5) 圧縮記帳

国庫補助金等により取得した固定資産から直接減額している圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

機械及び装置 46,000千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

当事業年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式 7,262,020株

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 期 首 株 式 数	当 期 増 加 株 式 数	当 期 減 少 株 式 数	当 期 末 株 式 数
普 通 株 式	1,496,518株	240,500株	21,276株	1,715,742株

(注) 普通株式の自己株式数の増加240,500株は、取締役会決議に基づく取得による増加であります。普通株式の自己株式数の減少21,276株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

(3) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

2024年6月21日開催の第65期定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	311,337千円
1株当たり配当額	54円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月24日

2024年10月24日開催の取締役会決議による中間配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	208,897千円
1株当たり配当額	37円
基準日	2024年9月30日
効力発生日	2024年12月6日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

2025年6月25日開催の第66期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	1,136,986千円
1株当たり配当額	205円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月26日

4. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	8,188 千円
賞与引当金	70,030 千円
退職給付引当金	40,286 千円
減損損失	19,458 千円
その他	89,468 千円
繰延税金資産小計	227,432 千円
評価性引当額	— 千円
繰延税金資産合計	227,432 千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△270,372 千円
固定資産圧縮積立金	△120,474 千円
繰延税金負債合計	△390,847 千円
繰延税金負債の純額	△163,415 千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。この税率変更による影響は軽微であります。

5. リース取引に関する注記

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、プリンター、サーバーおよびパソコンであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (2) 固定資産の減価償却の方法③リース資産」に記載のとおりであります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては、一時的な余資を主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達につきましては、短期的な運転資金を銀行借入により調達し、設備投資等の長期的資金は、主に銀行借入や社債発行により調達しております。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および電子記録債権ならびに売掛金は、顧客企業の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後2年8ヶ月であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、経理部がすべての取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングして、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、監査室によって定期的に内部監査を実施し、その監査結果は取締役会に報告される体制を確保しております。

iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における、貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（（注）1．参照）。また、現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 投資有価証券	1, 114, 010	1, 114, 010	—
資産 計	1, 114, 010	1, 114, 010	—
負債			
(1) リース債務(流動負債)	18, 488	18, 308	△179
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	275, 000	273, 567	△1, 432
負債 計	293, 488	291, 876	△1, 612

(注) 1. 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	30, 800

これらについては、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

2. 長期借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	100, 000	100, 000	75, 000	—	—	—
リース債務	18, 488	—	—	—	—	—
合 計	118, 488	100, 000	75, 000	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	1, 114, 010	—	—	1, 114, 010
資産計	1, 114, 010	—	—	1, 114, 010

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
リース債務（流動負債）	—	18, 308	—	18, 308
長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	273, 567	—	273, 567
負債計	—	291, 876	—	291, 876

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債、地方債、および社債は相場価格を用いて評価しております。
上場株式および国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1
の時価に分類しております。

長期借入金およびリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間および信用リスクを加
味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類
しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都において賃貸用の区分所有建物（土地を含む）を、東京都、埼玉県およ
び大阪府にて賃貸用の土地および建物を有しております。

当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は28, 029千円（賃貸収益は売上高
に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、減損損失はございません。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
1, 170, 727千円	75, 453千円	1, 246, 180千円	1, 386, 076千円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度増減額のうち主な増加額は練馬区および志木市の賃貸用不動産取得による
ものであります。

3. 当事業年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づ
く金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を
反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や
指標を用いて調整した金額によっております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財またはサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	ダイレクト メール事業	物流事業	セールス プロモーション事業	イベント事業	賃貸事業	
顧客との契約から 生じる収益	22,774,828	2,822,780	651,878	1,226,404	－	27,475,892
その他の収益	－	－	－	－	79,804	79,804
外部顧客への売上高	22,774,828	2,822,780	651,878	1,226,404	79,804	27,555,696

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

ダイレクトメール事業、物流事業、セールスプロモーション事業、イベント事業

顧客との委託契約に基づいて、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点において、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。具体的には、ダイレクトメール事業、物流事業、セールスプロモーション事業、イベント事業につきまして、いずれも顧客からの委託契約に基づき受注した作業が完了した時点で収益を認識しております。

(3) 当事業年度および翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産および契約負債の残高等

	当事業年度
契約負債（期首時点）	77,572千円
契約負債（期末時点）	66,513千円

契約負債は、主に、顧客からの前受金に関するものであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 3,015円79銭

(2) 1株当たり当期純利益 148円93銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 計算書類の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社ディーエムエス

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	二 口	嘉 保
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 村	ゆ り か

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ディーエムエスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

2025年5月15日

株式会社ディーエムエス

代表取締役社長 山 本 克 彦 殿

株式会社ディーエムエス 監査等委員会

常勤監査等委員 丹 野 浩 二 (印)

監 査 等 委 員 梶 谷 篤 (印)

監 査 等 委 員 柿 尾 正 之 (印)

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

(注) 監査等委員梶谷 篤及び柿尾 正之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主各位への利益還元を経営上の重要課題のひとつと位置付けております。つきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金205円 総額1,136,986,990円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため2名を増員し、新任候補者3名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	やま もと かつ ひこ 山 本 克 彦 (1969年3月11日生)	1995年4月 株式会社第一勧業銀行入社 1998年6月 株式会社第一勧業銀行退社 1998年7月 当社入社 2000年5月 社長室長 2000年6月 取締役就任 2001年4月 代表取締役社長就任(現任) 2008年6月 管理本部長	1,143,689株
2	かん ばやし すすむ 上 林 晋 (1964年3月13日生)	1986年3月 当社入社 2007年4月 第四営業部長 2014年7月 執行役員第三営業統括部長 兼第三営業部長兼営業企画部長 2017年6月 取締役就任 2019年4月 執行役員営業本部長 2020年6月 常務取締役就任(現任) 2025年4月 執行役員関西支社担当(現任)	15,731株
3	かな ざわ じゅん 金 沢 潤 (1962年6月27日生)	1986年3月 当社入社 2011年4月 第一オペレーション統括部長 兼CRM推進一部長 2014年7月 執行役員第一オペレーション統括部長 兼CRM推進一部長 2017年6月 取締役就任 2020年4月 執行役員業務本部副本部長 兼第一業務統括部長 2021年4月 執行役員業務本部長(現任) 2022年6月 常務取締役就任(現任)	12,505株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
4	※ もり 森 たけし 健 (1965年10月14日生)	1989年3月 当社入社 2019年4月 経営企画室長 2020年7月 執行役員経営企画室長 2025年4月 執行役員管理本部長（現任）	5,045株
5	※ まつ ばら とし みつ 松 原 利 光 (1967年5月1日生)	1990年3月 当社入社 2018年4月 第四営業統括部長兼第六営業部長 2019年4月 第二営業統括部長兼第四営業部長 2020年7月 執行役員第二営業統括部長 兼第四営業部長 2022年4月 執行役員第二営業統括部長 2024年4月 執行役員第一営業統括部長 2025年4月 執行役員営業本部長（現任）	10,245株
6	※ なか じま のぶ こ 中 島 信 子 (1976年11月4日生)	1999年12月 エアーニッポン株式会社 （現 全日本空輸株式会社）入社 2003年1月 チーフパーサー（客室乗務責任者） 2004年7月 羽田空港支店客室課キャビンサポーター兼 エアーニッポン企画部兼ANAC S推進室 CS企画部 2007年7月 羽田空港支店客室課 グループコーディネーター 2010年4月 エアーニッポン労働組合執行委員 客室支部長 2012年4月 全日本空輸株式会社客室センター 東京客室部チームコーディネーター 2017年3月 全日本空輸株式会社退社 2024年6月 株式会社アルティマボディ（専門商社）入社 （管理業務に従事し現任）	一株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 中島 信子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要
中島 信子氏につきましては、会社経営に関与したことはありませんが、同氏が前職における人材育成や労働環境整備等の豊富な見識や幅広い経験を有しておられることから、当社経営戦略の1つである「サステナビリティ・SDGsへの取組み」や「健康経営の推進」の方針のもと、当社の業務執行に関する意思決定においてガバナンス・ESGの観点も踏まえた適切な提言をいただくことを期待して社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 中島 信子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である当社取締役に法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が支払責任を負う損害賠償金の損害を補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	たんのこうじ 丹野浩二 (1961年3月18日生)	1984年3月 当社入社 2019年4月 品質管理部長 2021年6月 当社取締役〔常勤監査等委員〕就任 (現任)	5,200株
2	かじ たにあつし 梶谷 篤 (1968年7月1日生)	2000年4月 弁護士登録 2000年4月 梶谷綜合法律事務所入所 2004年6月 当社監査役就任 2015年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕就任 (現任) 2016年6月 NOK株式会社社外監査役就任 2017年4月 第一東京弁護士会副会長就任 2018年6月 イーグル工業株式会社社外監査役就任 2018年7月 国立大学法人信州大学 社会基盤研究所 特任教授 (現任) 2024年6月 NOK株式会社社外取締役 〔監査等委員〕就任 (現任) 2024年8月 順天堂大学医学部 客員准教授 (現任)	一株
3	かき おまさゆき 柿尾正之 (1954年5月9日生)	1986年4月 公益社団法人日本通信販売協会入社 2016年4月 関西大学大学院商学研究科非常勤講師 2016年4月 東京国際大学商学部非常勤講師 2016年6月 公益社団法人日本通信販売協会退社 2016年7月 株式会社コアフォース (現 株式会社 LTV-X) 社外取締役就任 (現任) 2017年4月 一般社団法人通販エキスパート協会 (現 一般 社団法人D2Cエキスパート協会) 理事 (現任) 2017年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕就任 (現任) 2017年10月 新日本製薬株式会社社外取締役就任 2018年4月 上智大学経済学部非常勤講師 2022年4月 駒澤大学グローバル・メディア・ス タディーズ学部非常勤講師	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 梶谷 篤氏および柿尾 正之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 梶谷 篤氏および柿尾 正之氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。梶谷 篤氏の在任期間は、本総会終結の時をもって10年、柿尾 正之氏の在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。なお、梶谷 篤氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
4. 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要
- ①梶谷 篤氏につきましては、社外役員となること以外の方法で会社経営に参与した経験はありませんが、同氏が他社における社外取締役としての活動および長年にわたる弁護士としての活動に基づく専門的な知識と幅広い見識を有しておられることから、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性および適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ②柿尾 正之氏につきましては、社外役員となること以外の方法で会社経営に参与した経験はありませんが、同氏が他社における社外取締役としての活動に基づく経営全般にわたる高度な知見と幅広い見識を有しておられることから、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性および適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、梶谷 篤氏および柿尾 正之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である当社取締役に法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が支払責任を負う損害賠償金の損害を補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、梶谷 篤氏および柿尾 正之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

(ご参考) 取締役会のスキル・マトリックス

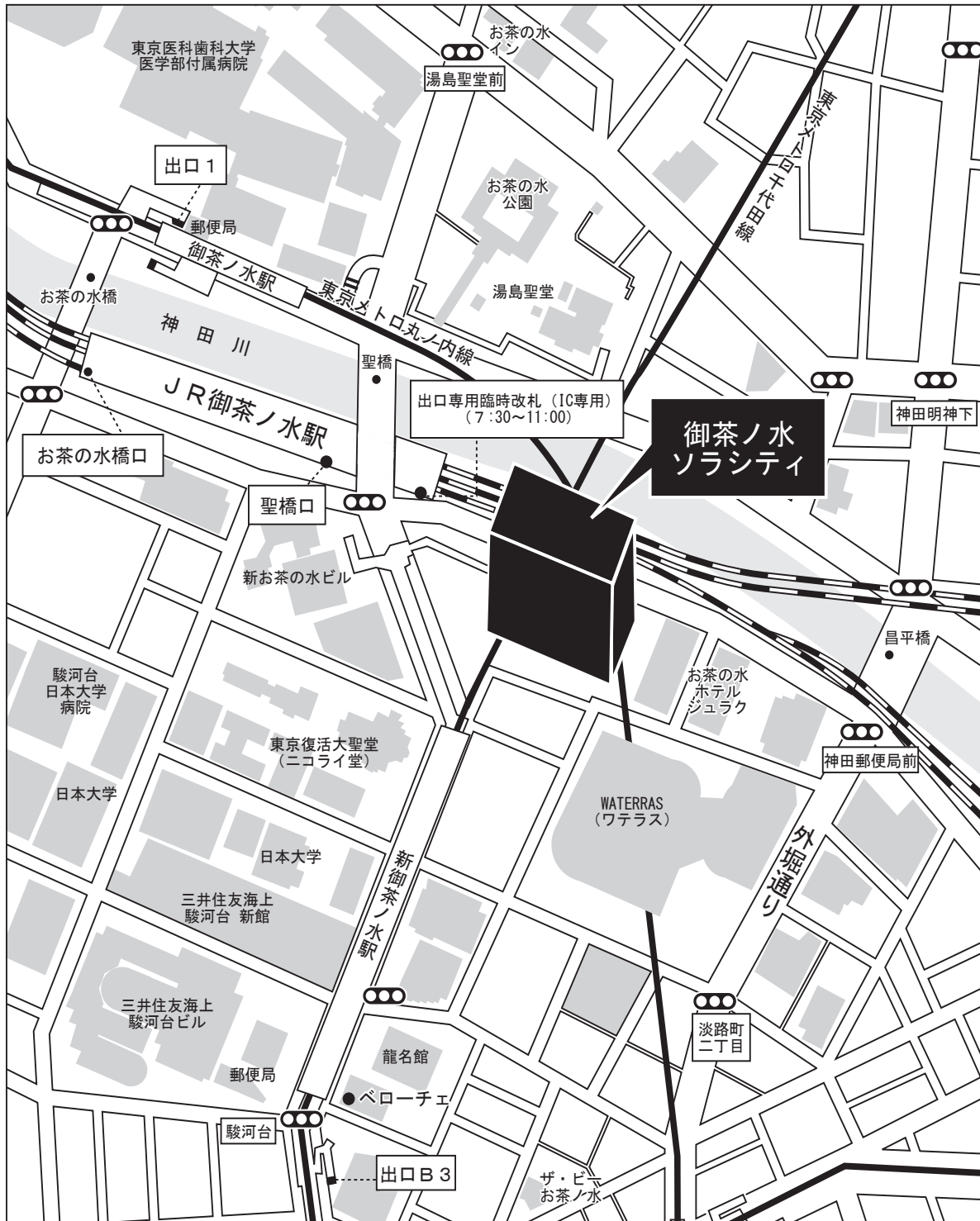
本株主総会の第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合のスキル・マトリックスは、以下のとおりであります。

	候補者 番 号	氏名	企業経営	財務会計	営業戦略	事業・ 技術戦略	品質管理 情報セキュリティ	リスク管理 コンプライアンス	ESG サステナビリティ	人材育成
取締役	1	山本克彦	○	○		○		○	○	○
	2	上林 晋			○			○	○	
	3	金沢 潤			○	○	○	○		
	4	森 健	○	○			○	○		
	5	松原利光			○			○	○	
	6	中島信子 (社外)						○	○	○
監査等委員である取締役	1	丹野浩二		○		○	○	○		
	2	梶谷 篤 (独立社外)	○					○	○	
	3	柿尾正之 (独立社外)	○		○			○		

(注) 上記一覧表は、各人に特に期待される項目を記載しており、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第66期定時株主総会会場のご案内

会 場 東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ1F
ソラシティカンファレンスセンター Room B
03-6206-4855



J R 中央線・総武線
東京メトロ千代田線
東京メトロ丸ノ内線
都営地下鉄 新宿線

「御茶ノ水」駅 聖橋口から
「新御茶ノ水」駅 B2出口
「御茶ノ水」駅 出口1から
「小川町」駅 B3出口から

徒歩1分
直結
徒歩4分
徒歩6分